

地区計画を変更したいので、寒川町地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年寒川町条例第19号）の規定により、当該地区計画の原案を縦覧に供する。

なお、同条例第4条の規定により、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間、寒川町長に意見書を提出することができる。

令和2年11月2日

寒川町長 木村俊雄

1 都市計画の種類及び名称

（1）茅ヶ崎都市計画 地区計画 田端西地区地区計画

（2）茅ヶ崎都市計画 地区計画 寒川駅北口地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

（1）寒川町田端

（2）寒川町岡田一丁目、岡田二丁目及び宮山

3 都市計画の原案の縦覧場所

寒川町宮山165番地

寒川町都市建設部都市計画課

4 地区計画の原案の縦覧期間

令和2年11月2日（月）から令和2年11月16日（月）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで